

令和 7 年 10 月 31 日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社中央技術コンサルタントに対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿 8-5-1

2 指名停止措置期間：

令和 7 年 10 月 31 日～令和 8 年 1 月 30 日（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、同社の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年 8 月 20 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表第 2 第 8 号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第 2 一 抜粋 一

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8. 次のア、イに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内